

(様式第2号 道民意見提出手続の意見募集結果)

北海道外来医療計画（仮称）〔素案〕についての意見募集結果

令和2年（2020年）2月27日

北海道外来医療計画（仮称）〔素案〕について、道民意見提出手続により道民の皆様からご意見を募集したところ、5団体から、延べ20件のご意見が寄せられました。

ご意見の概要及びご意見に対する道の考え方については、次のとおりです。

※「意見に対する道の考え方」のA～Eの区分は次のとおりです。

A	意見を受けて素案を修正したもの	1	件
B	素案と意見の趣旨が同様と考えられるもの	8	件
C	素案を修正していないが、今後の施策の進め方等の参考とするもの	9	件
D	素案に取り入れなかったもの	2	件
E	素案の内容についての質問等	0	件

意見の概要	意見に対する道の考え方※
特になし。	— B
外来医師偏在指標について、暫定値とはいえ信憑性に欠ける。指標を示すのであれば、診療科ごとにするなど実態を考慮すべき。	外来医師偏在指標は、一定の仮定の下、入手可能なデータを基に、全国で統一的に算出されるものであることから、外来医師の過不足を示す絶対的な指標ではなく、外来医師の偏在の状況を表し得る参考的な指標として捉えております。 また、診療科別の医師の偏在については、厚生労働省において診療行為と診療科の分類に関する研究等が行われているところであることから、今後の国の検討経過を注視してまいります。 C
外来医療の機能分化を図るのであれば、入院機能（高度急性期・急性期・回復期・慢性期）としてどの機能で運営していくのかを決めるのが先ではないか。	平成28年に北海道地域医療構想を策定し、急性期機能の集約化や医療機関の再編統合など、入院医療に関する議論を進めてきておりますが、効率的な医療提供体制の構築に当たっては、中核的医療機関に外来患者が集中する状況の改善に向けた外来医療の機能分化など、地域医療構想と外来医療の在り方を一体的に議論し、具体的な取組を進めていくことが重要と考えているところです。 C
医療と介護の連携についても、地域での具体的な検討が必要ではないか。	医療と介護の連携については、これまでも保健所が設置する多職種連携協議会において、検討や取組を進めているところです。 また、地域によっては、地域医療構想調整会議においても医療提供体制の検討と合わせて議論をしており、引き続き地域での具体的な検討を進めてまいります。 C
本計画に基づく外来医療機能の確保に向けた具体的取組みとして示されている機能集約等は、調整会議に任せるのではなく、北海道が主体となって進めるべきと考える。	将来を見据えた外来医療提供体制を構築するためには、地域の関係者による議論を深めることが重要であり、地域医療構想調整会議における議論の活性化や、課題に応じた意見交換会を保健所が主体となって実施するなど、地域の実情を踏まえた議論の場づくりを進めていく考えです。 C

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>この計画は、(1)医療機関の自主的な取組、(2)医療機関や自治体による協議を通じた取組とあるが、道立診療所や自治体立診療所では、医師確保も出来ない中で協議することは不可能。</p> <p>公立病院では医師確保が出来ないことから、診療所への転換が進められているが、それ以降も医師が確保できないことから指定管理者の導入や廃止へとつながっている。</p> <p>道立診療所についても、廃止や自治体への移管が議論されていますが、受ける自治体でも医師確保が出来ないことから存続の危機につながる。この点について、記載がない。</p> <p>さらに、離島における診療所は常に医師確保が最大の課題であり、医育大学との連携や他県を参考に記載すべき。</p>	<p>本道の地域医療は、人口減少や高齢化の進行、医師等の医療従事者の地域偏在といった課題を抱えています。</p> <p>このため、各圏域の地域医療構想調整会議を中心として、今後の人口構造の変化を見据えた効率的な医療提供体制の構築に取り組むとともに、こうした提供体制の維持に向けた医師確保対策や「医師の働き方改革」への対応を進めています。</p> <p>引き続き、地域医療構想調整会議において、地域医療構想と外来医療の在り方を一体的に議論し、具体的な取組を進めてまいります。</p>
<p>全体を通して、医師確保計画と外来医療計画をどう連携し取り組むのか具体的な記載がありません。</p> <p>調整会議や自主的な議論に任せるのではなく、北海道が責任をもって、外来医療や医師確保を行うべきです。</p>	<p>医師確保計画は北海道医療対策協議会で、外来医療計画は北海道総合保健医療協議会でそれぞれ計画の推進管理を行うこととしていますが、進捗状況等を相互に情報共有しながら、必要な施策を推進するなどして、一体的に取り組むこととしております。</p>
<p>専門性を生かした形で開業を希望する場合もあり、各専門医の人口割による適正数の算出という面での公平性も必要。また、同じ医療圏域でも住宅街やオフィス街など開業予定地域により受診動向や想定患者数等で算出条件が異なるのできめ細かい配慮をしていただきたい。</p>	<p>本計画は、自由な開業を制限するものではなく、新規開業を検討する医師に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況を積極的に発信することにより、その地域での開業や不足する医療機能を担っていただくことを促していくということを基本的な考え方としております。</p>
<p>外来医師多数区域での新規開業にあたって、初期救急や在宅医療、公衆衛生等の医療提供が条件として求められることになるが、専門性を生かした開業では、こうした医療提供に適合しないケースもあるので、必須条件としないいただきたい。</p> <p>また、初期救急や在宅医療の提供には、設備投資やマンパワーの充足などで過重な経済的負担が生じるほか、既開業者との自由、公正な競争が阻害される状態ともとられかねず、実質的な開業規制となる可能性もあるので、合意の内容、プロセスについては緩やかな運用がされるべき。</p>	<p>本計画は、自由な開業を制限するものではなく、新規開業を検討する医師に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況を積極的に発信することにより、その地域での開業や不足する医療機能を担っていただくことを促していくということを基本的な考え方としております。</p> <p>外来医師多数区域は、上記取組をより重点的に進めて行く地域として、開設届を提出する際に、地域に不足する外来医療機能を担う意向を確認させていただき、その地域における新規開業の状況を把握し、今後の情報発信の充実強化や地域の関係者間の取組へつなげていくこととしています。</p>
<p>開業後に医師の交代やスタッフの雇用状況、地域住民の増減等の要因により、開業時に確認した不足する外来医療機能を担うことが難しくなることも考えられるが、このような状況が起こった場合でも、医療機関に対しペナルティとなるような不利益措置が行われないよう施策上の配慮をいただきたい。</p>	<p>本計画は、自由な開業を制限するものではなく、新規開業を検討する医師に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況を積極的に発信することにより、その地域での開業や不足する医療機能を担っていただくことを促していくということを基本的な考え方としております。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>診療所が少ない地域での開業を勧められても、北海道は広域であり、診療所を維持するための外来数の確保が困難な地域や、専門性を生かすには対象人口が不足することもあるので、民間医療機関に対しての強制的な誘導はしないでいただきたい。</p>	<p>本計画は、自由な開業を制限するものではなく、新規開業を検討する医師に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況を積極的に発信することにより、その地域での開業や不足する医療機能を担っていただくことを促していくということを基本的な考え方としております。</p> <p>なお、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、地域の医療ニーズの状況など、開業を検討するに当たり有用なデータの検討・整理を進めて行く考えです。</p>
<p>医療機器の新規購入にあたって、共同利用計画の作成が求められる方針だが、北海道の特性上、近隣に医療機関が存在しない場合も多く、自ずと共同利用できる範囲も制限される。当該地域で必要とされる医療機器の購入が、行政に対する手続きのため困難となる状況が発生しないよう、地域の実情を考慮した内容、基準としていただきたい。</p>	<p>人口減少が進む中で、地域において効率的な医療提供体制を構築するため、高額医療機器の購入に当たっては、可能な範囲での共同利用を促進していく考えです。</p>
<p>第1基本的事項 1 計画策定の趣旨に「医師の働き方改革」といった課題の意味するところを追記していただきたい。「働き方改革」に対応しながら医療提供体制を維持するためには、必要な診療報酬上の手当てが必要。</p> <p>また、不足する医療機能の確保を第一とし、過剰と思われる医療機能は自ずと収斂されていくと考える。医療資源の少ない地域では、社会医療法人等からあるいは、公立病院・公的医療機関からの医師の派遣が引き続き必要と考える。</p>	<p>国において検討が進められている「医師の働き方改革」については、医師の時間外労働規制が、地域への医師派遣の抑制につながることで懸念されるなど、今後の地域医療へ与える影響について、注視が必要な状況であり、こうした趣旨について、記載を追加します。</p>
<p>紹介状がない病院受診に際し受診時定額負担を課す条件が拡大されると、診療所の少ない地域では受診できる医療機関が確保できなくなる懸念が考えられるので、その問題点を是正する文言を要すると考える。</p>	<p>紹介状なし受診負担は、住民、患者に適切な医療機関を受診していただくことにより、中核的医療機関に外来患者が集中する状況を緩和し、医療機関の機能分化を進めようとするものであり、本計画においては、住民が医療提供体制への理解を深め、適切な判断が行えるよう情報発信に取り組んでまいります。</p>
<p>人口減少・医療機関の減少が続いている地域に新たに診療所開設を誘導することは困難ではないか。</p> <p>医療資源の少ない地域では、不足している機能をより明らかにすることで、新規参入する医師のプロフェッショナルオートノミーに期待したいとする旨を述べる必要性があるのではないかと考える。</p> <p>また、医療介護総合確保基金の適応も検討すべきだと考える。</p> <p>また、人口と医療機関が増加する地域では、詳細なデータを示す事で診療所の過剰な新規参入を抑制する力が働くと考えます。</p>	<p>本計画の推進に当たっては、診療所が比較的少ない地域における診療従事を促進する観点から、地域の医療ニーズの状況など、開業を検討するに当たり有用なデータの検討・整理を進めるほか、地域医療介護総合確保基金を活用の上、取組を進めて行く考えです。</p>

意見の概要	意見に対する道の考え方※
<p>専門性の高い医療を行う診療所に一般診療や救急を求める事は難しい場合があると考えます。</p> <p>また、在宅医療を専門的に行う医療機関では、一次救急である休日当番を自院で行う事は難しいと考えます。在宅医療を専門的に行う医療機関が増加するよう、その必要性を広報していく必要性がある。</p> <p>一方、地方では、専門医が総合診療医のような役割を果たしている医療機関があり、「総合診療専門医」の資格がなくとも診療報酬等で評価する必要性があるのではないかと考えます。</p>	<p>医療計画において、在宅医療の推進を位置づけており、市町村と連携しながら、提供体制の構築、関係者間の連携促進、人材の育成と資質向上、情報提供・普及啓発に取り組んでいるところです。</p> <p>また、道では、これまでも国に対して、医療機関の役割を踏まえた診療報酬の適切な見直し等について要望を行ってきているところですが、実態を踏まえた診療報酬の適切な見直しなどについて、引き続き国に要望してまいります。</p>
<p>都市部等の医療資源の多い地域で開業する際に、開設者が地域の医療ニーズを十分に検討する為に地域の診療所の医療機能を報告し情報を共有する仕組みをさらに検討し有効性を高める必要性があると考えます。</p> <p>一方、自由開業制を損ないかねない行き過ぎた規制は、医療提供体制崩壊を引き起こす懸念があり、規制的政策の策定は慎重に行っていただきたい。</p>	<p>計画の推進に当たっては、地域の医療ニーズの状況など開業を検討するに当たり有用なデータの検討・整理を進めて行く考えです。</p> <p>また、本計画は、自由な開業を制限するものではなく、新規開業を検討する医師に対し、地域ごとの外来医療機能の偏在・不足等の状況を積極的に発信することにより、その地域での開業や不足する医療機能を担っていただくことを促していくということを基本的な考え方としております。</p>
<p>急性期機能の行き過ぎた集約化は、医師を十分に確保できない医療機関においては医師の疲弊を招き地域医療崩壊することが懸念される。また、地域内における急性期、回復期、慢性期等の配分は医療機関の自主性を尊重し機械的に制限を設けるべきはないと考えます。</p>	<p>将来を見据えた効率的な医療提供体制を構築するためには、地域の関係者による議論を深めることが重要であり、地域医療構想調整会議において、地域の実情を踏まえ、いかなる機能を確保していく必要があるか現実的に検討し、各医療機関が具体的な取組を進めていくことが重要であると考えております。</p>
<p>身近な医療を提供する診療所の外来機能は今後益々重要であり、「外来医療計画」と連動し診療報酬改定においても反映していただきたい。</p>	<p>診療報酬は地域における医療提供体制を安定的に確保していく上で重要な役割を果たしているものであり、道では、これまでも国に対して、医療機関の役割を踏まえた診療報酬の適切な見直し等について要望を行ってきているところですが、地域医療を支える医療機関の厳しい経営環境や医療従事者の不足、偏在などの実態を踏まえた診療報酬の適切な見直しなどについて、引き続き国に要望してまいります。</p>
<p>国民皆保険制度を堅持し国民にとって必要な医療を提供する為に、地域医療の実情に沿った診療報酬の評価と、医療介護総合確保基金の運用を合わせて再検討をしていただきたい。</p>	<p>診療報酬は地域における医療提供体制を安定的に確保していく上で重要な役割を果たしているものであり、道では、これまでも国に対して、医療機関の役割を踏まえた診療報酬の適切な見直し等について要望を行ってきているところですが、地域医療を支える医療機関の厳しい経営環境や医療従事者の不足、偏在などの実態を踏まえた診療報酬の適切な見直しなどについて、引き続き国に要望してまいります。</p> <p>また、外来医療計画の推進にあたっては、地域医療介護総合確保基金を活用の上、取組を進めてまいります。</p>

問い合わせ先  
保健福祉部地域医療推進局地域医療課  
(医療政策グループ)  
電話 011-206-6942